

Title	仏蘭西児童労働法の成立過程
Sub Title	
Author	下田, 博
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.7 (1934. 7) ,p.1031(65)- 1076(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19340701-0065
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340701-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佛蘭西兒童勞働法の成立過程

下 田 博

兒童勞働とは何か。之に答ふる前に、先づ兒童の年齢の限界を如何に定むべきか。其れは兒童勞働法の一重要素であり、佛蘭西兒童勞働法成立の場合にも常に問題となれる點であるが、之に就いてマルクスが、「資本主義的人類學に依れば、兒童としての年齢は十歳、又は精々十一歳を以つて終了することである。」(1)とて、十一歳を以て兒童の年齢の限度と做して居るのは、後述の如く、佛蘭西兒童勞働法成立の場合にも大體承認せられた所である。而して十一歳未満の者の勞働を兒童勞働と呼ぶ時、其處には二種の勞働様式が考へられやう。即ち、一は兩親の仕事の手助けの意味に於ける兒童勞働であり、他は兒童が兩親の膝下を離れて他人の勞働を援助するもの、更に又其の雇傭が其の産業の一要素となるもの之である。前者は恐らく人類の歴史と共に始まるものであり、且つ又、程度の差こそあれ、大體に於いて人類の通有性であると云つても差支へなからうが、其れは筆者が以下に於いて述べる兒童勞働ではない。其れは兒童勞働法の對象たるものではない。茲に所謂兒童勞働とは後者を指す。故に其の起源は遠く有史以前に求む可くもないこと勿論である。(2)然らば其の起源は何時か。ルヴァスウルが、第十一世

紀頃に於ける佛蘭西の教會建築に於ける技術的乃至美術的智識を賞揚し、是等の智識が建築師の頭腦より突發的に出たものでなく、徒弟制度に依つて傳授されたものであると云へることよりすれば、(3) 徒弟としての兒童勞働は可成り早きに求め得るやうに考へられる。併し徒弟制度が社會的經濟的に重要意義を有するに至つたのは、周知の如く、就中手工同業組合制度の發達を俟てあり、而して手工同業組合(Corp. de metier; Corporation)の佛蘭西に於ける發展は大體第十三世紀以後に求む可きであることよりして、(4) 徒弟勞働が重要意義を有するに至つたのも亦大體第十三世紀以後であると做すのが至當であらう。(5) 少くとも、以上の論述に依つて、兒童勞働が、今尙多數の人々の抱く信條に反して、かの産業革命の所産でないことは明白である。たゞ、併し乍ら、兒童勞働の弊害が顯著となり、一般勞働問題及び婦人勞働問題と共に兒童勞働問題が世人注視の的となり、勞働者自身の團結に依る勞働運動と並んで茲に兒童勞働制限乃至保護法の制定を見るに至つたのは實に産業革命以後の事に屬する。

(1) カール・マルクス、資本論、高島素之譯、第一卷第二冊、第二五六頁。

(2) 高村象平、クライミング・ボーイの研究、三田學會雜誌、第二十三卷第六號、第九五頁參照。

(3) E. Levasseur, Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France avant 1789, 1900, p. 269.

(4) H. Sée, Esquisse d'une histoire économique et sociale de la France depuis les origines jusqu'à la guerre mondiale, 1927, p. 108.

(5) 英國に於ける徒弟制度の起源に就いては、野村兼太郎、英國資本主義成立史、第三五八頁以下參照。

第十八世紀後半より十九世紀中葉に亘り歐羅巴の社會經濟狀態を一變せる産業革命と共に、先づ英國に、次いで大陸諸國に、所謂工場制度の出現を見るに至つたことは茲に贅言を要しまい。而して工場制度の一主要素たる、

機械と動力との使用は、筋力なき勞働者、換言すれば身體の發達未熟にして而も四肢はヨリ柔軟なる勞働者を充用せしむべき手段となるものである。されば婦人勞働及び兒童勞働は、資本制的機械充用の最初の言葉であつた！勞働及び勞働者に對するこの巨大なる代用具は、忽ちに老幼男女を問はず、勞働者の一家を擧げてこれを資本の直接的支配の下に編入することに依り、賃銀勞働者の數を増大する所の一手段と化した。資本家のための強制勞働は、單に兒童の遊戲の位置を奪ふのみではなく、また自家の必要のためにする自由な、倫理的限界を超えざる家庭的勞働の位置をも奪つてしまつたのである。(6) 然も兒童から樂しき遊戲が剥ぎ取られ、婦人から自由なる家庭的勞働が奪ひ去られるだけに止まつたか。而して吾々は此の事にたゞ人道主義的憐みの涙をば注げばよいのか。否。機械は更に次に述ぶるが如き關係に於いて勞働力の價值をも亦低下せしめたのである。勞働力の價值なるものは、個々の成年男工の生存維持に必要な勞働時間に依つてのみでなく、また彼れの家族總員の生存維持に必要な勞働時間に依つても決定されるものであつた。機械は勞働者家族の總員を勞働市場に出動せしめるのであるが、これがため、一家の主人たる者の勞働力の價值は、彼れの家族總體の上に分割されることになり、彼れの勞働力の價值は減損を來たすことになるのである。例へば、一家の勞働力が四個に區分されるとして、此等の勞働力の全部を購買するには、従前その主人の勞働力を購買せる場合に比し、恐らくヨリ多くの費用を要するであらう。だが、その代りに、曩には一勞働日であつたものが、今や四勞働日となるのであつて、この四勞働日の價格はヨリ大ではあるとしても、一勞働日の餘剩勞働に比して四勞働日の餘剩勞働が大であるほどに大なるものではない。勞働者の一家が生活するためには、今や四人の者が資本の手に單なる勞働を供給するのみでなく、更らに、餘剩勞働をも供給せねばならぬのである。斯くの如く、機械といふものは、資本の最も嚴密なる搾取部面である人間的搾取材料を擴大すると

同時に、また搾取の程度をも最初から増進することになるのである。(7) 此の結果が如何なるものであるか。其れは容易に察知し得るであらう。婦人が勞働市場に向つて放たれ、長時間の勞働に心身疲勞し、家庭内に於ける母としての任務を完全に遂行し得ざるの結果は、小兒の死亡率の激増を來し、又逼迫せる生活は終に頻々たる嬰兒殺害等を誘致した。だが、之にも増して吾々を慄然たらしむるものは實に兒童勞働の弊害であらう。いたいけな兒童が成人勞働者の群に伍して工場に立働きの結果が、たゞ彼等をして病弱、夭折、無智、悖德、動物化への過程を辿らしむるに過ぎぬものでなければ寧ろ不思議である。誠に、「十一歳の勞働者を持たんが爲には、二十歳の病弱兵を持たねばならぬ。」(8) 此の搾取に堪へ得ぬ成人勞働者の激増、其れは確かに資本主義國家に取つては一大なる脅威でなければならぬ。兒童勞働問題が、單に人道主義的見地からのみでなく、實に資本制國家其れ自體の利害より、喧しく叫ばれるに至つた所以は即ち茲に在る。

(6) マルクス、資本論、高島譯、第一卷第一冊、第三七五頁。

(7) 同上、第三七六頁。

(8) Jules Simon, L'ouvrier de huit ans, 1867, p. 1.

併し兒童勞働の弊害は齊しく全産業に亘つたのではない。農商の分野は姑く措き、工業の分野のみに就いて觀ても、例へば冶金工業の如く、或る程度の體力を必要とせる工業に在つては、兒童の雇傭は著しく限定され、従つて其の弊害も左程顯著ではなかつた。兒童勞働の弊害が著大であり、之が對策の導火線となつたのは就中紡織工業であつた。夫の英國の基本的法律とせらるゝ一八三三年八月二十九日の工場法に於ける兒童勞働法規の如きも實に紡織工場に於ける兒童勞働を對象とせるものであつた。而して大體に於いて此の法律は當時各國に於ける兒童勞働法

の典型とされたやうである。然らば此の法律は抑々如何なるものであつたか。吾々は佛蘭西兒童勞働法の成立過程を敘するに先立つて、先づ此の法律及び其れ以前の諸兒童勞働法に就いて一言せねばならぬ。

英國に於いて兒童勞働の弊害が喧傳されるや、夙にドクター・アシン(Dr. Docteur Aikin)及びパスヅル(Dr. Percival)の兩名は其の實情を擧げて之を一七九六年マンチエスターに設けられたる保健委員會に報告し、之を取締るべき法律の制定を國會に請願した。而して一八〇二年に發布された英國最初の工場法は、木綿及び其の他の紡織工場に於ける徒弟及び其の他の雇傭者の健康及び道德の維持を目的とし、徒弟に對し勞働時間を一日十二時間に限定すること、徒弟の少くとも最初の四年間は毎日其の勞働時間より初等教育を受けるに充分なる時間を控除すること及び夜の九時より朝の六時迄の間の徒弟の夜業を禁止することを主要規定とした。併し此の法律は單に住込徒弟にのみ適用され、通勤徒弟若しくは補助勞働者としての兒童勞働者には一切適用されなかつた。めに、其の虐使を救ひ得ず、兒童の死亡率は頗る高かつた。茲に於いてか、サア・ロバート・ピール(Sir Robert Peel、有名な政治家ピールの父親であり、製絲工場主であつた)は一八一五年に徒弟(Apprentices; Apprentis)なる語を兒童(Children; Enfants)なる語に代へて上記法律の適用範圍を擴大せんと試みた。彼の案は可決されなかつたが、國會は調査を命じ而して此の調査は一八一九年迄續いて、結局十六歳以下の者に對しては齊しく一日の勞働時間を十二時間とし、休憩時間を設けること及び九歳以下の者の採用を禁止することゝなつた。併し十六歳以下の者に對して一様に一日十二時間勞働を課することは固より妥當ではない。だが、ピールは之に甘んじ、之以上に出でなかつた。而して一八一九年以後の英國兒童勞働運動界に於いては、ピールは其の主唱者ではなく、寧ろ夫の奴隸廢止の急先鋒たるウ・ルバアホオス(Wilberforce)の名を以て擧げねばならぬ。彼は十三歳を以て兒童と青年(Adolescent)との境とし、

十三歳以下の所謂兒童に對して勞働時間の短縮を要求した。勿論之は即行されなかつた。一八二五年六月二十二日の法律は僅に土曜日の勞働を九時間に短縮したに過ぎない。而して又一八三三年の法律は、十一歳以下の者の夜業を禁じ、十八歳以下の者の勞働時間を一日十二時間に、土曜日の勞働を八時間に限定したが、之は單に木綿工場にのみ適用されたに過ぎぬ。だが、當時、議會改革運動、勞働組合運動等と共に、工場立法に對する勞働者側の運動は愈々熾烈となり、一八三二年アッシュレー卿(Ashley)が十八歳以下の勞働者の爲に有名な「十時間法」(Ten hours Bill)を提議するや、同年二月より三月に亘つて下院に提出された請願書は實に六萬を突破したと云はれて居る。此のアッシュレー卿案は新興ブルジョワ擁護者たる自由黨及び急進黨より猛烈なる反對を受け、遂に王立委員會(Royal commission)に委託されて之が調査を行ふこととなつたが、其の結果委員の意見は要するに兒童勞働者の待遇改善と云ふ事に一致し、具體的方策として兒童勞働法規の中に兒童と青年との區別、修學の義務及び該法の適用を確保するため工場監督官を設置する事等に關する事項を明記することを可決した。之兒童勞働立法史上一大進歩と云ふ可きである。然も其の明文となつて現れた一八三三年は同時に奴隸解放の可決された年でもあり、又ウキルバアホオスの歿せる年でもある。即ちウキルバアホオスの奴隸解放並びに兒童保護の主張は恰も彼の死せる其の年に實現されたのである。而して一八三三年八月二十九日の工場法は勞働時間を限定し、義務教育を規定せる點に於いて一八〇二年の工場法と同じであるが、更に初めて明確に兒童と青年とを區別して、九歳乃至十三歳の兒童の勞働時間を一日八時間とし、十三歳乃至十八歳の青年の勞働時間を十一時間半と規定せる點並びに法の適用を確保するため有給工場監督官の創設を規定せる點に於いて一八〇二年及び一八一九年等の法律に比して實に長足の進歩をなしたと云ひ得るであらう。(9)

(9) Jules Simon, Op. cit., p.p. 167-171.

勿論一八三三年の英國兒童勞働法規に對して種々なる批判は加へ得やう。(10) 又さればこそ以後兒童勞働法が續發されたのであるが、併し是等の法規が概して皆は一八三三年の法規を基調とせるのみならず、各國に於ける兒童勞働法の制定も亦概して之に刺戟され、之を典型とせる點に於いて、一八三三年の法規は誠に基礎的法規であつたと云ひ得やう。實際此の時以來各國は英國に倣つて兒童勞働立法に着手した。即ち、アメリカに於けるマサチユセツト州の一八三六年四月十六日及び一八三八年四月十三日の法律、プロシヤの一八三九年四月六日の法律、オーストリアの同年七月十六日の法律、バヴィエールの一八四〇年一月十五日の法律及びバアド大公國の同年二月二十八日の法律等之であるが、(11) 何れも多かれ少かれ範を英國に求めたものである。而して佛蘭西に於ける兒童勞働立法はヨリ遅れて着手され、一八四一年三月二十二日に至つて初めて其の成立を見たに過ぎない。

(10) Jules Simon, Op. cit., p.p. 173-174.

(11) 是等の法律の條文に就いて、Eugène Tallon et Gustave Maurice, *Législation sur le travail des enfants dans les manufactures*, 1875, p.p. 527-543. 参照。

然も後に明かなる如く、此の佛蘭西の法律は謂はゞ骨抜き法律である。比較的精確且つ完全なる一八三三年の英國法律の重要規定の殆ど全部が緩和されて了つて居る。にも拘らず、此の頗る微温的な法律すら、之を實施するのに多大の困難を伴つた。抑々之は何故であつたらうか。

既にシスモンデイは一八一九年其の「經濟學新原理」に於いて、兒童の賃銀は父親の賃銀の頭をはねた丈けのものであり従つて其れは勞働者一家の總收入を銀一文たりとも増すものではない、故に貧家の兒童から樂しき遊戲を奪

つて彼等を惨めにも工場に入れ以て二十歳を待たずして肺患に罹れしむることの斷じて勞資雙方の爲に有利でない所以を論證した。⁽¹²⁾ 然るに勞働者は賃鐵の増加乃至待遇の改善を要求するために團結せず、却て寧ろ工場主に幼兒を徒弟としてのみならず單なる人足として馬鹿げた賃銀と大人と殆ど同じ勞働條件とで雇用されんことを懇願した。斯かる彼等の態度が佛蘭西兒童勞働法の成立を遅からしめたことは確かである。だが、然らば、何が彼等をして斯かる態度に出でしめたか。茲に於いて、吾々は當時の佛蘭西、七月王朝治下の佛蘭西が所謂ブルジョワジイの黃金時代であつたことをはつきり認識してかゝらねばならぬ。即ち嘗て一八一四年に總數十五を超えなかつた蒸氣機關据附工場は、一八二〇年には六十五、一八三〇年には實に六百二十五の多數に上り、⁽¹³⁾ 又七月王朝の末期に於ける工場生産總高は四十億三千七百萬法の巨額に達した。⁽¹⁴⁾ ルイ・フィリップ治下の佛蘭西は誠に大工業の樹立と機械の移入とを以て特徴づけられる。機械は人手を省く。其れは婦人を以て男子に、兒童を以て大人に代へしむる。而して第二國民の病弱、夭折等が縱令國富の將來を危くするにせよ、其れは當時新興の工業資本家の直接關心事ではない。彼等にとつては其れよりも寧ろ眼前の盲目的利潤追及が遙かに重要問題であつた。二十歳の病弱兵を持たばとて八歳の勞働者が欲しかつた。然も是等の資本家に擁立されたルイ・フィリップ其の人は亦國王たるよりも寧ろ一資本家であつた。政府の政策は悉く金權豪族に依つて左右された。斯かる情勢に於いて兒童勞働の飽く無き搾取が放任され、勞働者の窮狀の如き殆ど一顧だにされなかつたのは極めて當然であつたらう。

(12) Simonet, Nouveaux principes d'économie politique, 1819, liv. iv, ch. v, tome 1, p. 353.

(13) Paul Louis, Histoire de la classe ouvrière en France, de la Révolution à nos jours, etc., 1927, p. 49.

(14) Ibid., p. 55.

斯くて、僅かに、鑛山に於ける雇用年齢を十歳以上に限定せる一八一三年一月三日の法令があつたのみにて、佛蘭西に於ける兒童勞働保護立法は政治家、資本家の關心を去る頗る遠いものであつた。而して驟然と湧き來れる兒童勞働批判の聲に忽卒として制定された一八四一年三月二十二日の法令はまた遺憾なく資本家、政治家の偽善、欺瞞をば暴露せるものではなかつたらうか。勞資に超然たりとせらるゝ政府の立法事業は遂に勞働者には頼り無きものなるか。然らば其れは勞働者自らの團結に依る勞働者運動へ猛烈な拍車をかけることゝはならなかつたらうか。吾々は、併し、先づ、順序として、佛蘭西に於ける基礎的兒童勞働法たる一八四一年の法律の成立過程から述べて行かねばならない。⁽¹⁵⁾

(15) 爾後の兒童勞働法は何れも一八四一年の兒童勞働法に負ふ所が多い。一八四一年の法律は實に佛蘭西に於ける基礎的兒童勞働法である。

二

佛蘭西に於ける兒童勞働運動、引いて兒童勞働法の成立過程を述ぶるに當つて先づ注目すべきはムルウス工業組合 (Société Industrielle de Mulhouse (S.I.M.)) の存在である。同組合は一八二五年に創設されたが、設立後間もなく普通組合員として上アルサスの多數の紡績業者を包有し又名譽組合員乃至通信員の中にデュパン (Charles Dupin) 男爵、アラゴ (Arago) 及びサイ (Jean-Baptiste Say) 等の如き學者、政治家の名が列ねられるに至つた。而して同組合の根本目的は工業的進歩の助成に在つたが、同時に「勞働、經濟及び智識愛好の念を勞働者階級の間に普及すべき」一切の事物は之を組合に勸告する規約が設けられてゐた。即ち勞働者の地位改善は組合の重要な事業の一であつた。

此のムルウス工業組合が實際に兒童勞働問題に着手したのは其の設立後僅か二年のことであつた。即ち一八二七年より同組合は英國の兒童勞働法を研鑽し之を佛蘭西の國情に適用することに努め、之が一八三七年頃まで續いた。そこで此の十年間は謂はゞ佛蘭西兒童勞働立法の準備時代だと云へやう。而して此の準備工作への第一矢は先づ上ラインの製絲工業家ブウルカアル(Jean-Jacques Bourcart)に依つて放たれたのである。

一八二七年十一月三十日にブウルカアルは製絲工場に於ける勞働者の年齢を限定し且つ勞働時間を短縮する必要をムルウス工業組合に提案した。曰く、「我國の工業は數年以來異常の發達を來した、併し其の爲に一方勞働者階級に勞働を得しめて彼等の窮迫を軽減したとは云へ、他方彼等の肉體的及び精神的狀態は毫も改善されなかつた。何となれば勞働時間の過多は、先づ大人の、次にヨリ酷く兒童の健全なる勞働をば破滅させるからである。…工業を繁榮させると同時に、勞働者の幸福乃至安易に注意するのは吾々の義務である、此の故に余は諸君に弊害豫防に必要な運動をなすことを提言するのである。」と。而して彼は先づ工業的見地から勞働時間の短縮が勞働者の疲勞を減じ智識を増すことに依つて毫も生産能力を低減せざるを論證し、次に國家的見地から青年の病弱が國軍及び國防を脅すものなるを指摘して、製絲工場に於ける勞働者の勞働時間を十二時間に制限し且つ兒童の雇用年齢を九歳に限定する法律の制定を組合として議會に請願すべきを提議した。即ち彼の望める國家干涉の對象は兒童勞働のみならず全勞働者をも含む廣汎なものであつた。(16)

(16) 一八二七年當時、兒童勞働に關する特殊研究は殆ど無く、ペノオ(Achille Penot)の工業地帯に於ける死亡統計の研究以外には Jean Gerspach, "Considerations sur l'influence des filatures de coton et des tissages sur la santé des hommes", なる醫學的研究論文が公にされたに過ぎない。

彼の提案は組合の慣例に従つて委員會に附託された。而して同年十二月の總會の席上、委員ヂッケル(Nickel)は彼の提言を支持して云ふ、兒童は既に八歳から雇用されて居る。勞働者の少い所では、而して就中同一の工場に父親と一緒に働く場合には一層、兒童は七歳から雇用されて居る。勞働は通常午前五時に始まり、午後八時乃至九時に終はる。時には是等の時間を超過することもある。製絲工場では一日十七時間勞働にて、然も此の十七時間の中、休憩時間は僅かに、朝食の爲の半時間と晝食の爲の一時間のみである。而して多くの勞働者、殊にムルウスの勞働者は、彼等の工場附近に宿舍が無い爲に、工場から一二里も離れた所に住んで居る。彼等は一年中毎日工場の往復に一二里歩まねばならぬ。「斯くて、彼等の食し得る食物が殆ど滋養が無く、履物や著物がひどいものであることは無論であるが、一週毎日、五時迄に工場に行くが爲に、午前三時乃至四時に父の家を出なければならず、而して午後九時、十時乃至十一時に漸く歸宅する、故に僅か四五時間を休息、睡眠に充て得るに過ぎぬ、之が老弱勞働者、及び兒童勞働者の境遇である。此の結果は如何。其れは豫想するに難くない。今や製絲工場の勞働者が自然の死期に先立つて一團の矮小且つ病弱の人間となつたとしても驚く可き事であらうか。工業の排毀者、人情を悉く滅卻しがちな物質萬能の工業家をいと輕卒に非難せる人々が、工業家の殷富と並んで現れたる、勞働者の慘狀をそれ見よがしに陳べ立つるとしても異む可き事であらうか。」

ブウルカアルは此のヂッケルの言に力を得て一八二八年十二月二十六日内容を兒童勞働に限定して再び組合に提案した。即ち、此の提案の要點は、大工場に於ける九歳以下の者の勞働時間を九時間、九歳乃至二十一歳の者の勞働時間を十二時間に制限し、且つ殊に夜業を嚴禁するに在つた。

だが、ブウルカアルの提案は當時の工業家の意見を代表するものではなかつた。勿論、國家干涉に依り工業家に

人道的諸施設を強制し得る。併し、此の干渉たるや、成人勞働者に關する場合には彼等の自由を阻害し、兒童勞働者に關する場合には親權を蹂躪し而して同時に是等兩者に關する場合には要するに勞働の自由を害ふものではなからうか。即ち、勞働自由を主張し其の美名の下に勞働搾取を行ふ、之がブルジョワジイの黄金時代、自由主義の最盛期たる當時の一般工業家の要望であつた、此の普遍的要望の前にブルカアルの提案が全國的に賛成者を見出すどころか、ムルウスに於いてさへ尠からざる反對者に遭遇したことは蓋し當然であつたらう。殊に、ムルウス工業組合の一員、レベル(Frédéric Reber)はブルカアルの所説とは全く逆に、勞働者の窮迫を以て彼等の放逸の罪に歸し、當時の如き多難の時代に際して、温情主義の却て危険なるを説き、工業家の更に慎重に善處すべきを力説した。事實、佛蘭西の社會的經濟的危機は一八二七年即ち恰も兒童勞働運動の擡頭せる年より表面化し、同二九年至深刻となり、三〇年の七月革命後其の頂點に達したのである。あの有名な「勞働しつゝ生きるか、戰つて死ぬか」のスローガンを掲げて、機械に生活を脅されたりヨンの勞働者が暴動を起したのを始めとして、反動的復古的なる機械破壞運動が此處彼處に勃發し而して近代の勞働運動への過渡期を劃したのも此の頃の事である。七月王朝の治世はブルジョワジイの黄金時代であつたが、同時に他面實に勞働者の暴動時代であつた。此の時に當つて、爲政者、資本家側に於ける讓歩は疑も無く時宜に適應するものであつた。然るに彼等は却て權力に依つて勞働者の暴動を鎮壓せんとした。斯かる零團氣の裡に在つてブルカアルの提案が一顧だにされず無期延期となつたことは斷る迄も無からう。

ブルカアルの提案は實施されなかつた。併し假に實施されたとしても、其れは兒童勞働の弊を除く一の手段とはなつても、之を根絶することは出来ない。資本家的社會制度の枠内に在つて少しでも兒童勞働の根絶を期し、此難を避け、然も技術的智識の向上に依る利潤の擴大を計らんとするには先づ一定年齢迄の義務教育制度の確立を計らねばならぬ。佛蘭西に於ける兒童勞働の弊害が他國に比して深刻であり且つ遅く迄存続した一主因は確に同國に於ける初等教育組織の缺陷に在ると云へやう。ブルカアルの提案が此の點に及んで居らぬのは、蓋し眼前に展開された兒童勞働の弊害を慨き之が對策を樹つるに急なるの餘り文字通りの應急策に出た爲もあらうが、誠に隔靴搔痒の感が深い。兒童勞働問題と初等義務教育問題とは兒童勞働對策上密接不離の關係に在る。斯くて一八三三年、初等教育に關する法律議決の日に再び兒童勞働問題が議會の議事日程に上つたのも決して偶然ではない。而して同年の立役者は歴史家として周知のギゾー(Gизо)であつた。

一八三三年、ギゾーは、工業と國民教育、此の兩者の利害の調和を計る爲に、工業家と協議せんと欲し、ストラスブール(Strasbourg)の學校長コッタアル(Cottard)を介してムルウス工業組合に詳細なる質問書をば提出した。質問書の内容は次の如くである。(一)男女兒童は何歳で製絲工場、同種の工場及び諸他の工場に雇用する可きや。(二)一日何時間位製作場、仕事場、機械工場に居るや。勞働時間數は如何又其の年齢との割合は如何なる可きや。(三)休日は何時か。(四)工場主は幼年勞働者の爲に無料學校を經營すべきものなりや。若しも然らば、授業時間數は如何又授業は夜間よりも寧ろ晝間の方が適當ならざるや。(五)區醫をして仕事場の衛生及び幼年勞働者の衛生状態を検査させる必要なきや。(六)敍上の質問に對する解答を法定事項とする場合の協賛及び裁決機關は何たるべきや。商業會議所か。商務省と文部省か。それとも是等三箇の權限か。(七)法規の施行を確保するための監督方法は如何なるものならんや。(八)違犯に課さるゝ刑罰ありや。其れは違警罪裁判所の所管たるべきや若くは刑法第三一九條の適用を受くべきや。刑罰は兩親乃至工場主に別々に課さるゝや。兩者に共通のものなりや。

此の質問書の検討を委託された委員會は、委員中に應答を差控ふ可しとの要求もあつたが、先づ解答することに決し、而して深甚の研究を遂げた後、委員ケストネルリゴウ(Kestner-Rigau)は同年二月二十七日次の如き應答を採決した。(一)男女兒童は滿八歳に達せざれば製絲工場及び諸他の工場に雇用されざるべし。(二)勞働時間數は八歳から十歳までは一日に十時間を最大限とし、十歳から十四歳までは十二時間、十四歳から十六歳までは十三時間とし、何れも午前五時より午後十時迄の間に割當でらるべし。十時以後の夜業は十四歳以下の者には禁止さるべし。十四歳乃至十六歳の者の夜業は、水力發動機乃至蒸氣故障後の如き、緊急の場合に限り、八時間だけ、默許さるべし。但し殘餘の勞働時間の全部を休みとす。(三)日曜日及び法律の定むる祭日は休日たるべし。(四)工場主が學校を創設する必要なし、蓋し初等教育に就いての切望あらば法律に依つて各市町村に公立學校を設く可ければなり。但し斯かる法律公布四年後より、八歳乃至十六歳の、男女兒童は、讀み書きを知らざれば工場に雇用されざるべし。(五)醫學上の監督に就いては、何處にも居ると限らぬ、區醫に代ふるに、醫師一名、治安裁判所判事一名及び市町村會議員三名より成る調査委員を以てする方可なるべし。(六)取締條項は三箇の權限の共同起草に依つてのみ法文たり得る。(七)全工場主は、市町村長及び上記の調査委員の監督を受け、兒童の姓名、年齢及び學力を記入せる、帳簿を所持すべし。(八)違犯の場合、刑罰は同時に工場主及び兩親に加へらるべし。罰金は慈善院の基金に繰入れらるべし。以上の事柄は凡て違警罪裁判所に於いて行はる可きものなれども、八歳未満の兒童を雇用せる違犯者は上級裁判所に引出ださるべし。

佛蘭西に於いて兒童勞働問題が眞摯なる研究に附されたのは之が最初であつた。然も此の應答書(一八三三年二月二十七日)は夫の有名な英國工場法(一八三三年八月二十九日)に對し約半歳の優先權を誇り得るものである。一八

三三年五月二十九日のムルウス工業組合總會の席上、議長カルツ(Nuber-Katze)が、組合が兒童勞働の爲になせる凡ゆる努力方策を勘からず得意げに述べ立てたのも決して故無しとしない。前年デュパン男爵は「倫理及び政治科學翰林院」(Académie des Sciences morales et politiques)に於いてムルウス工業組合を絶讃して、「ムルウス市は吾人を以て見れば近代文明の一大問題を解決せるが如し。勞働の凡ゆる自由に對する崇高なる熱愛と、宗教的敬虔の思想及び社會道德、秩序、平和、慈善、民衆教育に對する徹底的保護、に對する熱烈なる尊重の思想との合一、並びに工場に於ける科學智識の實際技術への應用思想は即ち之なり。」と云つたが、カルツの誇らしげな態度は正に此の讃辭を思はしむるものであつた。だが、斯くして、勞働時間の年齢に依る差別、保健上の施設、通學の義務等の諸問題がムルウスの人々に依つて明確に認識され、熱烈に説教されたにせよ、之が法律化への努力が少しも拂はれなかつた點に於いて、其の兒童勞働對策としての實際的價值は殆ど皆無と云つて差支へない。説教は直接には社會改革を誘致しないからである。唯、併し乍ら、之が契機となつて、且は又外國の刺戟に依つて、一八三五年兒童勞働問題に就いて「倫理及び政治科學翰林院」の出動を促し而して總て兒童勞働立法への端緒が開かるゝに至つたことを注意しなければならない。

一八〇二年第一執政總督(ナポレオン・ボナパルト)に依つて廢止され、一八三二年十月二十六日國王(ルイ・フィリップ)の命令に依つて再興された「倫理及び政治科學翰林院」は、一八三五年、「勞働者階級の肉體及び精神狀態を能ふ限り精確に調査する」目的の下に、其の經濟學及び統計學的研究をばベノイストン・ヅ・シャトゥヌフ(Benoiston de Châteauneuf)及びドクトウル・ヴィレルメ(docteur Villermé)なる二人の會員に委任した。ヴィレルメは萬事を親しく見んと欲した。彼は工場主に質問し、勞働を自ら行ひ、勞働者の家に住み込み、彼等と苦樂を共にし、以て彼

自らの云へる如くに、「労働者の愉樂と不満、悲歎と希望の無二の伴侶、彼等の惡徳と美徳との實見者」となつた。(17) 彼は就中東部地方、紡織工業地帯及び殊にマルウスを調査した。而してマルウスに於いては、マルウス工業組合と不斷の連絡を保ち、組合の從來の業績より多大の便宜を得ると同時に、彼も亦組合に主として労働者に關する詳細なる質問書を提出し、ジ・スエ・ヘイルマン(Josue Heilmann)を其の報告者とする組合委員會より精確なる應答を受けた。

(17) E. Levasseur, Histoire des classes ouvrières en France, depuis 1789 ju qu'à nos jours, 1867, Tome II, p. 87.

彼上の實地踏査及び參考書類を基として、一八三七年五月二日、ヴィレルメは「翰林院」第五年次總會の席上「Durée trop longue du travail des enfants dans beaucoup de manufactures」なる講演を試みた。此の講演は兒童の問題にのみ限られた、極めて簡單にして且つ全く特殊のものであつた。彼は聽衆の胸を打つ言葉を以て、都會の工場に雇用されてゐる、マルウス郊外の兒童の不幸なる境遇を敘述し、幼年工業労働者の境遇を以て苦役囚の其れよりも遙に劣惡悲惨だと道破した、何故ならば苦役囚とても苦役時間は「假令休憩時間は十時間に短縮されても尙、十二時間」を超過せぬからである。斯くて、ブウルカアル等と同じく、彼も亦兒童労働法の制定を熱望したのであるが、就中彼の幼年労働者と苦役囚との比較は異常に世人の注意を喚起した。(18)

(18) 此の講演は後に内容を補足して出版された「Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie, 2 Vol, 1840」の中に在る。

斯くて巴里に於いて兒童労働問題が輿論を喚起せる時、マルウス工業組合も今や一八三三年に於けるが如く無爲ではなかつた。同組合の要望に應じて、先づマルウス商業會議所及び上ライン縣會は、一八三五年、商務大臣に對

し政府の兒童労働干渉を懇願し、又翌年同縣會は其の運動を繰返したが、一八三七年、遂にマルウス工業組合自ら率先して之が運動を行ふに至つた。

労働者の境遇を憐み、ジュール・ス・シモンの所謂「兄弟の心盡し」(solidarité fraternelle) (19) を彼等に分ち與へんとする要求が、若き工場主に依つてマルウス工業組合に提出されたのに對し、一八三七年五月三十一日即ちヴィレルメの講演後間も無く開かれたる組合總會の席上、既に労働者階級に關する研究に於いて令名ある、組合秘書ベノー(Achille Pénor)は、兒童労働者の慘狀を確認し之が對策の急務なるを力説せる報告を行つた。彼は就中英國兒童労働法の最近の目覺ましき進歩を述べ、諸種の困難の後に此の正義の法典が遂に見事に同國に實施せらるゝに至れるを強調し而して佛蘭西に於いても亦速やかに此の方面に著手すべき所以を主張した。彼の報告は印刷に附せられ、其の一部は貴衆兩院に提出せられた。

(19) Jules Simon, Op. cit., p. 179.

同時に、組合長ドルフュウス(Emile Dolfus)及び取締役數名の連署せる請願書が内務、文部及び商務三大名に提出された。此の請願書は、之亦、兒童雇用の誘致せる、労働者階級の急激なる衰弱を指摘し、此の危險絶滅の爲に法律の制定を熱望せるものであつた、蓋し博愛的なる工場主でも自由競争の爲に是等の弊害の輕減を計り得ぬからである。

而して今やマルウス工業組合は其の目的を達するに至つた。同組合と「翰林院」との協力に依つて、一八三七年は正に一の決定期であつた。政治機關は出動した。モオレ(Moïse)内閣の商務大臣マルタン(Martin du Nord)は佛蘭西全土に亘つて兒童労働の調査を命じた。此の調査の結果が如何なるものであつたか。當時の佛蘭西各地に於け

る兒童勞働者の状態を知る上に之を次に敘する必要があらう。

三

一八三七年七月三十一日、商務大臣マルタンは工藝諮問會、商業會議所及び勞資協調會に送致す可き通牒を地方長官に送附した。彼は、此の通牒の中に於いて、ムルウス工業組合の運動を記し、次いで英國の立法運動を述べ、騷然たる時局を拾收せる一八三三年の同國法律の主要條文を範例として掲載した。而して曰く、「佛蘭西に於いては、此の種の不滿は左程に舉國のものでもなく、又左程に甚大なるものでもない」と、余は認め度い。如何なる人々が、又如何なる縣會が、漸く、此の問題に就いて政府の注意を喚起すべきだと信ずるに至つても、然も英國に於いて救済を要せる程の弊害が佛蘭西にも生じたと考へしむる何等の事實も嘗て引證されたことがない。だが、吾が工業家が其の工場に頗る幼年の兒童を雇用し、然も其の場合、勞働時間が雇用主の專斷に委せられて居ることは否定し得ぬ。而して「兒童に課せられたる不斷の且つ尙早の勞働は、體力の自然的發達を阻害するのみならず、兒童は之が爲に教育に必要な時間を與へられず従つて屢々教育に對する障礙ともなるが故に、幼少期に重大の支障を來す事になる。其の結果、彼等の多くは、讀み書きを知らずに、又心身を消耗しつゝ、且つ時に工場内に於いて早熟の破倫を教へられつゝ、丁年に達するのである。」と。そこで、マルタンは、之が對策の前提たるべき、全國の兒童勞働者の現状に對する正確なる報告を得んとして、通牒中に次の質問を提出した。(一)兒童は何歳より工場に雇用されるや。(二)彼等に給與される賃銀は幾莫なりや。(三)工場主にとり、兒童を以て成年勞働者に代へることより幾莫の節約が得らるゝや。(四)兒童の勞働時間は如何。(五)彼等は夜業に従事するや。(六)男女兒童は同一の仕事場に混在して居るや。(七)彼等は概ね工場に立働ける勞働者の子弟なりや而して其の割合は如何。(八)彼等の教育程度は

如何。彼等は通學せるや。通學は晝間か、夜間か又は日曜日か。(九)是等兒童の行狀如何。(十)彼等は親方乃至雇主の虐待の對象となつて居るや。

而してマルタンは、之が報告の結果に就いては毫も豫斷せんと欲せぬが、然も諸種の改革の必要たるべきことは豫知せねばなるまいと附言した。之彼が同じく第二の質問を提出せる所以である。此の第二の質問は一八三三年の質問に酷似し且つ之よりも一段とよく纏つてはゐるが、併し之無くんば法律は單なる空語に過ぎざるべき、監督及び制裁の方法に關する事項を全然閑却して居る。第二の質問とは次ぎの如くである。(一)兒童は何歳より工場に雇用され得るや。(二)勞働時間は兒童の年齢に従つて遞増せらるべきものなりや。(三)兒童の體力は其の年齢と釣合つて居るに違ひなきや、又彼等の體格は、之が證明として其の地の外科醫師の證明書を要求せる、英國法の望めるが如き、良好にして且つ工場の激勞に耐へ得るものなりや。(四)勞働時間は幾莫ならんや。(五)青年にして自ら、又は兩親乃至後見人を通じて自由に雇用され得、而して其の勞働時間に何等の制限の加へられざるは何歳からなりや。(六)夜業は兒童にも又青年にも禁止せらるべきものなりや、而して一體何歳迄禁ぜらるべきものなりや。(七)最後に慰安及び幼年勞働者に通學を強制することの可能性に關する質問である。

此の通牒に見出される特色は何か。一言にして盡くせば、官僚的樂觀主義だと云へやう。即ち弊害を否定はせぬが、之が對策の厄介な問題は豫め除外若しくは殊更に緩和して居る。而して又通牒中に範例として英國の法律を附記したにせよ、其れは必しも其の全條項の援用を必須とする希望の下になされたものではない。然らば英國法律よりも峻嚴たらんと欲したのであるか。同國法律中に幼年勞働者の雇用の自由を滿十八歳迄制限する條項あるに對して、「英國法に於ける此の嚴格な法規は當然に比難さるべきであると考へられたきこと勿論である」と云つて居るこ

とよりすれば其の意圖の奈邊に存せるかは自ら明瞭であらう。其れは明かに法規の軟化、當時の佛蘭西ブルジョワへの迎合を意味する。

所で此の一八三七年の調査の結果はどうであつたか。先づ得られた文書は、第一に巴里及び諸縣よりの答申、第二に工場局に依る是等答申の摘録、最後に農・工・商評議員會の所見が之である。以上の中最も重要な勿論第一の答申である。併し全縣が應答したのではなし。Basses-Pyrénées. Deux-Sèvres. Corse. Creuse. Haute-Garonne. Ile-et-Vilaine. Loire-et-Cher. Lot. Lot-et-Garonne. Lozère. Oise. Sarthe. Somme. Tarn-et-Garonne. 〇諸縣は全然答申して居らぬ。尙又農業地帯なる諸縣も同様應答して居らぬが、之は調査範圍が工業兒童勞働者に限定されて居る關係上當然であらう。即ち Alpes-Maritimes. Calvados. Charente-Inférieure. Côtes-du-Nord. Dordogne. Finistère. Gers. Haute-Pyrénées. Pyrénées-Orientales. Saône-et-Loire. Vendée. Var. 〇諸縣が之に屬する。然も工業の中心地帯なる諸縣すら應答せぬものあるに於いては、此の答申に依つて當時の佛蘭西に於ける兒童勞働の完全な状態を知ることが不可能である。其の上、送致された答申の内容を以て悉く精確だと信ずることも勿論危険であらう、其處には種々の不確實な事實もあらうし、又故意に曖昧にされた點もあらうと考へられるからである。唯、云ひ得る事は、各質問に對して爲された全然相反する應答が雙方略同數だと云ふことである。

そこで英國法に類似の法規制定に賛成せる主なる地方は何處であるか。先づアルサス地方である。上ライン(Haute-Rhin)に於いては、ムルウス工業組合の改革的思想が一般に採り上げられた。ムルウス商業會議所は一八三三年に於けるギゾーの質問に對する同工業組合の應答を其の儘答申として採用した。而して Sainte-Marie-aux-Mines. Cernay. Thann. Massevaux. 〇各勞資協調會も亦法規制定に賛成であつた。だが、ムルウス勞資協調會審判

委員が稍反對せることは注目に値する。彼等は或る種の工場に於ける六歳の兒童の雇用を許容する。而して年齢に依る勞働の遞増及び其の制限を容易に容認しない。即ち云ふ、兩親が彼等の兒童の面倒を現在ヨリ以上に見ぬ限り、又彼等が兒童に通學を強制せぬ限り、兒童の勤務時間を制限するは有效たるよりも寧ろ有害であらう。と。更に、同審判委員を以て觀れば、體力の検査も無用である、何故ならば雇主の利益は勞働し得る者のみを雇用するに在るからである。又夜業も全然禁止せらるべきものでもない。或る經濟學者が工業の中心地帯に向つて放てる罵詈謗は彼等にとつて迷惑至極である。ムルウスに於ける凡ゆる弊害の根因は劣惡の勞働組織に在らずして、ヴオスデエ(Vosges)ドライン(Bas-Rhin)、バード(Bade)、ヅールテムベルク(Wurtemberg)及び瑞西(Suisse)等近隣邦國より到來せる貧民の横溢に在ると彼等は考へるからである。

ストラスブウル(Strasbourg)勞資協調會は正に之と反對である。同勞資協調會審判委員は英國の法律に對して熱烈なる賛意を表して居る。曰く、「吾々は英國法律の主要規定を可と認める事をば公言しやう。其れは兒童の將來の心身に對して熱烈な兄弟の心盡しを示して居る。其れは就中彼等の智的發達を主張する、而して茲にこそ凡ゆる法律の據る可き根本原則が存する、蓋し「教育は凡ゆる文明の母だからである。」と。然も彼等は更に一步を進め、一八三三年の英國工場法の適用範圍が餘り普遍的ならざるに對して、彼等は法律の適用範圍を幼年勞働者を雇用する一切の工場に迄擴張すべきだと力説する。然るに、ストラスブウル商業會議所は、同地方の兒童の境遇がムルウスに於けるよりも遙に良好なるを口實として、實に啓發的でない。曰く、「一切の利益は自由に生じ得ねばならぬ、工場主の利益、家父の利益、全社會の利益皆然り……此の世に於ける人間の目的は勞働である。吾等は皆此の世に於いては欲望を持つて居る。即ち衣、食、住の欲望之である。故に兒童の頃より人間を此の欲望に慣らすことは良いこ

問に答へる代りに、英國の法律の條文を逐一反駁して居る。而して夜業の十二歳から許さるべきを滿場一致で要求するを憚らない。だが、民族の退化と兒童の「早老」との主因たる夜業に根本的に反對せる慈善病院長ピカアル(Picard)博士の所説を其の同じ答申に添附するに至つては全く矛盾も甚しいと云はねばならぬ。

其の他の紡織業地帯を見るに、トロイエ(Troyes)市は、大體、改革賛成側に置かるべきである。同商業會議所に依れば、先づ同市には弊害なし、だが、其れは他所に生じて居る、そこで之が對策を講じ以て弊害を免れて居る工場地帯に其の侵入するを防止するは有效と思はれるが故に、吾々は大臣が佛蘭西の工場に於ける兒童の待遇を確定する取締法規制定の意圖を表明せることを如何に稱揚するも稱揚し盡し得ぬ。」と。而して同商業會議所は就中兒童の通學の義務を強調し、必要の場合には學校の設立に工業家の協力せんことをすら推賞して居る。

リヨン(Lyon)に於いては、諸他の絹布工業地帯に於けると等しく、ジャカル(Jacquard)織機の増加と工場の家庭的性質とが兒童勞働の必要と悲惨とを軽減して居る。併し、同勞資協調會の應答中には尙、誠に悲惨な境遇に在る兒童が若干例示されて居る。先づ紡織工場を見るに、其處では絲目を結び、機杼を仕掛け、若しくは綜具を外す爲に、五歳の女兒が雇用されて居る。此の仕事は面倒ではあるが骨の折れるものではない。だが其れは三十乃至四十サンチームの賃銀で一日十四時間も續けられる、斯くて女兒の初等教育が不可能に陥るのは云ふ迄も無い。次に絲繰工場に於いては機械を廻す爲に若干の兒童が雇用されて居る。所で、數年後に彼等が何等かの畸形にならぬのは稀である、何故ならば此の種の仕事は、身體の片側にだけ力を入れるものであるから、著しく其の均衡を害ふからである。更に織物の形付工場に於いては、形付手として雇用された八歳乃至十五歳の男女兒童が四十乃至五十サンチームの賃銀で一日十八時間勞働し嘗て日の光を見る事が無い。是等の兒童は、自分で選び、雇ひ、報酬を與へ、而

して虐待する成人勞働者の下に從屬して居るのである。最後に最も不幸なのは肩掛製造工場に於ける機械仕掛手である。各機械毎に杼を元へ戻す爲に一人の兒童を要する。従つて是等の十歳乃至十五歳の一仕掛手は、彼等の從屬し然も時に彼等を虐待する勞働者と共に一日十五時間も勞働せねばならぬ。彼等是一日六十乃至七十五サンチームの賃銀を受ける。然も、彼等は工場主に依つて正規の仕事以外に彼等の體力以上に重き厚紙の包みの運搬を強制される。此の間に彼等を助手とせる勞働者は、製作に伴れて織物を巻く事を彼等に強制する。其の結果、是等兒童の大半は、「非常に若くしてヘルニアに冒されて了ふ。彼等の宗教的及び道德的教育は皆無である。彼等の四分の三は讀む事を知らぬ。彼等は總じて心身共に衰弱し、唯惡習のみを有するに過ぎない。」

そこで同勞資協調會審判委員は斯くの如き兒童の酷使を軽減する方法として、兒童の交代制の樹立、即ち英國の或る工場に見らるゝ如くに助手として二人の兒童を雇用して一人の時の勞働時間の半分宛勞働せしむることを提案して居る。此の交代制に依つて得られる閑暇な時間は教育に利用さるべきである、蓋し絹布工業の如き奢侈工業に於いては他よりも一層智的進歩を必要とするからである。「佛蘭西は英國及び獨逸よりも後れて居ることは出來ない。英國勞働者の博識は何人も之を疑はぬ事實である。總じて彼等是一日に比較的短時間勞働し然も比較的多大の仕事をして居る。」

此のリヨン勞資協調會に類する考へを表明して居る地方に Tarare, Vienne, Puy, Montpellier, Bédarieux, Lodève, Clermont-Hérault, がある。尙是等の絹布、木綿及び羊毛工業の中心地帯以外に、改革に對して全體的乃至部分的に賛成せるものに、Besançon, Bordeaux, Clermont-Ferrand, Granville, Metz, Tours, 各商業會議所 Angoulême, Bernay, Châteauroux, Pont-Au-Émer, Saint-Lô, Saint-Omer, 各工藝諮問會 Alençon, Cholet, Villefranche, 各

勞資協調會及び Ain, Allier, Côte d'Or, Meuse, Morbihan, Seine-et-Marne, Tarn. の各縣知事がある。而して右の中で特色ある應答を爲せるはシャトウルウ(Chateauroux)工藝諮問會であらう。同諮問會は兒童を通學せしめ、母親を家庭に置く事を頻に要望し、此の兩者の工場に雇用されるのを痛歎して居る。曰く、「斯く打ち棄てられし家庭は、秩序なく、節約なく、悪くなつて行くばかりだ。赤兒は懇ろに面倒を見て貰へない。若し勞働者が正しく計算する事をば知つて居るなら、彼は妻子を家庭に置く事にこそ眞實の節約あるを認めるであらう。成程毎週の週末には、多額の金銀は無い。だが年末には、絶大の幸福がある」と。同諮問會は斯くて又女兒が裁縫と家事の手傳ひをしつゝ通學するのを熱望して已まないものである。

以上に依つてムルウス工業組合の時人に對する影響が相當著大であつたことが窺はれる。次に然らば餘り工業的ならざる地方は如何なる態度を持して居たか。先づ巴里の北部及び東部地方は改革に反對する。就中リイユ(Liège)然り。リイユは、ルウアンと等く、三箇所より答申を提出した。即ち勞資協調會、商業會議所及び綿絲製造工場主バロア(Barrois) 同氏はリイユ商業會議所、同學術協會及びノール(Nord)縣中央衛生會の會員を兼ねの報告が之である。右の中で最も特色あるはバロアの報告であらう。

バロアはヴィレルメ及びムルウス工業組合の所説を可成り長く引用して居る、併し彼の所見は全く彼等と反對である。彼は謂はゞ當時のブルジョワの凡ゆる偏見を代表して居る。彼に従へば、リイユに於ける勞働者の境遇はムルウスに於けるが如く悲惨ではない。勿論勞働者は常に瘠せて蒼ざめては居る、だが其れは勞働時間よりも寧ろ通風採光を缺ける彼等の住居に基因するのであると。併し乍ら此の見解は、一體勞働者は其の住居と工場と、其の何れに於いて多くの時間をば過ごすか、此の事を反問することに依つて容易に反駁され得やう。彼は又、其の悪い顔色

にも拘らず、勞働者がめつたに病氣せぬことを確言して居る。彼に依れば、茲五年以來、各勞働者は一年に平均八九日間病氣せるに過ぎぬと。

勞働者の健康の問題に次いで、バロアは彼等の品行の問題を論述して居る。先づ彼はリイユの勞働者を絶讃して居る。曰く、「吾が工場の勞働者階級には、恐らく、概して、社會の諸他の階級に於けるよりも惡人乃至罪人が少い。實際、吾がリイユ製絲工場は三十年以來存続して居る。其の勞働者數は爾來平均一年に二百八十人、即ち合計八千四百人に及んで居る。然るに、爾來、一人も裁判沙汰になつたものがない、唯他人を毆打せるかどに依つて告訴された婦人が一人あつたが容易に免訴された。又若干の石炭を竊取せる婦人が一人あつたが、之を除けば一人の勞働者も竊盜犯人として解雇されて居らぬ。此の石炭竊取の如き惡事は勞働者間に於けるよりも却て上級使用人例へば機關士等の間に屢々行はれて居る。加之、是等多數の勞働者個人に就いて觀るに、一人も精神異常を來せる者が無く、又最後に一人も自殺した者が無い。是程立派な統計を示し得る社會階級が他にあるか」と。次に彼は勞働者の飲酒癖及び諸他の行狀に於いて尙幾分是正さるべき點あるを指摘し、是等の惡德に對する方策として斯く云ふ、「飲酒防止の爲の一の良法は其の矯正される迄、之に耽溺して居る人々の賃銀を低減するに在る。其れは彼等を辟易させる、そこで彼等は鯨飲し且つ吞氣者たり得るの光榮を失ふに至る」と。同時に、彼は産婦への授賞、私生兒を産める婦人への侮辱の必要を提唱する、何故ならば彼は斯くすることに依つて兩性の品行を淨化し得ると云ふ原則から發足して居るからである。

尙バロアに従へば、諸弊の原因は工場に在らずして、勞働者が彼自身及び彼の家族の爲にたつた一部屋だけしかないと云ふやうな、斯かる狹苦しい家に住み、其處に男女が混在し而して幼兒が其の知る可からざる事を目撃する

に在る。幼年勞働者の風儀を亂さしむる之よりも甚しきは無、斯くて娘が其の兄弟に依つて汚される事は稀ではない。百弊の根因は實に茲に在る。彼は幾度も繰返して斯かる住居の危険なるを強調する。併し之が對策は容易ではない。蓋しリイユは四面城壘を以て圍まれた一の城下であり、面積は狭少、然も軍事上の地役權が諸所に存在してゐるからである。だが此の勞働者の住居の狭少は、彼を以て觀れば、兒童が其の住居よりも幸福なる工場に雇用される一因たるが故に、決して難ぜらるべきではない。即ち、勞働者の住居は殆ど樂に眠り得ぬ程狭い。そこで彼等は晝間は一家を擧げて工場に生活するし又は仕事の都合で得られた餘暇は居酒屋で過ごす。故に兩親に従つて工場に行き得ぬ幼兒は屢々打ち棄てられ、誰からも世話されずに放つて置かれねばならぬ。時折母親が幼兒の食物を運ぶ、而して幼兒が籠の中で綿だらけになつて居るのを見てびつくりする。幼兒が成長すると、兩親は彼等の行爲を監督し而して恰も幼稚園に居ると同じやうにする爲に、屢々彼等を工場に同道する許可をば要求する。工場に於いては、彼等は唯彼等に適せる極く僅か許りの仕事を要求されるに過ぎない。概して、其の仕事は絲卷から始まり然も勞働時間も人の半分である。其れが濟めば睡眠するを得又實際機械の傍で熟睡して居る。果して然らば、工場こそは兒童の樂園と云はねばならぬ。パロアの觀る工場は、夫のムルウス工業組合やヴィレルメ等の云へるが如き陰慘なるものとは全く對蹠的の、誠に家庭的且つ牧歌的なごやかさに満ち溢れる情景を現出せるものと云へやう。

だが、事實然るか。兒童は幼少期を過ぐるや、大人と同一の條件で雇用されて居るではないか。之に對してパロアは易々として斯く答へる、「成程製絲工場に於ける兒童の勞働は實際頗る長い、併し其れは體力をも又智力をも使はぬ。唯手先を使ふのみである、所で大學の講義を聽く青年の努力は、縱令其れ程長くなくとも、非常に彼等を疲勞せしめる。恐らく世人は勞働者間に於けるよりも大學生間に於いて遙かに多くの青年が死亡せるを見出すであらう、蓋し過度の勉學に依つて死せる男女青年は屢々噂に聞いて居るが、勞働過度に依つて死せる若き勞働者は嘗て見た事が無いからである。」と。

パロアが教育に對して如何なる意見を持つて居るかは敍上の彼の所説に依つて容易に想像され得やう。彼に従へば、立派な國家は、勞働者間に於ける教育の普及を要望するどころか、逆に之が制限に盡力すべきである。國民に將來滿され得ないやうな野心を生ぜしむることに何の益があらう。且抑々綿絲製造工場に於いて勞働するには初等教育すらも必要なからう。一八三三年の英國法律に於ける通學の規定は徒らに笑ふべき結果を與ふるに過ぎまい。

「法制の不統一なる」國、英國に範を求むるは何故なるか。工場を搔亂させずに兒童勞働を制限するにはどうするか。機械の移入と共に、工業勞働は最早や苦痛ではない。且又、兒童に過多の自由が許されるならば、彼等は街頭に於いて如何なる狼藉を仕出かすかも知れぬ。最後に兒童の雇用年齢が規定されたならば、戰慄すべき結果は豫斷するに難くない。多くの勞働者が現在其の子を「嫡出子は勿論私生兒をも」認知し而して之が糊口を保障して居るのは、此の負擔の期間が長くないからである。然るに兒童の雇用年齢が規定されんか、彼等が其の子を見棄てる傾向は著大とならう。即ちパロアに従へば、現状の修正は「貧民の負擔を増し、若くは又常に増加しつゝある棄て兒の數を更に増大する動機とならう。」

パロアの所説は佛蘭西の工業家が悉くムルウス工業組合と同様な博愛的進歩的思想を把持して居らぬ事を示す點に於いて興味あるものである。次にリイユ商業會議所も亦殆ど法規制定に賛成して居らぬ。又同勞資協調會審判委員の見解も大して啓發的でない。彼等は斯く結論する、「多數の意見は……英國法律の全然猿真似たる法律の採用には反對である。」と。

トウルコイグ (Tourcoing) に於いては、市長兼工藝諮問會々長が之を亦殆どリイユと同様の報告をして居る。曰く、「一八三三年の法規に就いては、吾々は之を吾が工場には適用し得ぬと信ずる。適用し得る事は、唯九歳を以て兒童の雇用年齢とすることのみであると。同勞資協調會は又年齢に依る勞働の遞増をも夜業の禁止をも承認しない。更にルウベイ (Roubaix) を觀るに、同工藝諮問會も亦トウルコイグの其れと同じ考へを持つて居る。而して就中工業家の教育費分擔を強烈に反駁する。斯くの如きことは佛蘭西に於ける初等教育の無料なるを望める、現行法に背反するものである。」と。其の代り同工藝諮問會は一の頗る簡易な方法を提案する。即ち其れは幼年勞働者の勞働時間中に二時間の休憩時間を設ける。而して、「最初の一時間は身體鍛鍊に、次ぎの一時間は精神修養に用ひらるべきである」と云ふのである。之を要するに、北部地方は總じて改革に反對だと見て差支へない。

アルデンヌ (Ardennes) も亦、同地方の工業家殊に羅紗製造業者と共に、熱烈な反對の中心地をなして居る。同地方の商業會議所乃至工藝諮問會は、ギヅエ (Givet) を除けば、悉く改革反對に同見である。セダン (Sedan) 勞資協調會審判委員に従へば、「英國法律の吾が工場への適用は全然必要でない、故に其れは不可能とは云へぬ迄も、頗る困難である。」と。セダン、レテヘル (Rehthal)、シャルヴィユ (Charleville) の各工藝諮問會は何れも兒童勞働者の境遇を頗る恵まれたるものと報じて居る。試みにセダン工藝諮問會の所言を借るれば、同地の幼年勞働者は「過激の勞働に服して居らぬ。」人情乃至親切を以て待遇されて居る。彼等の身體の發育を妨ぐる何物もなく、彼等の健康は優良である。彼等の品行は方正にして、然も「入念の施設が初等教育に充てられて居る。」又アルデンヌ縣會はセダンの一主要工業家たり、アルデンヌの代議士たる、クニン、グリデン (Cunin-Gridaire) の質問に對して次ぎの如く應答して居る、「工場内の仕事場に於ける幼兒の勞働を法規に依つて規定すべきではない。其れは親權を害し且又家

族關係を完全に破壊する。」と。

ロレーン (Lorraine) の工業家も亦改革に反對する。ナンシー (Nancy) 勞資協調會審判委員は年齢に依る勞働の遞増を承認しない。「吾々は其の有効たるよりも寧ろ有害たるを信じて居る、蓋し或る兒童は八歳にして一日十二時間乃至十五時間も勞働し得るのに、他は十五歳にもなり乍ら右の勞働時間の半分も勞働し得ぬ事があり得るからである。故に此の點は兩親に一任すべきである。」又夜業の禁止は「尙更無効に思はれる、蓋し屢々云ふ如く、兒童が夜業し得ぬ事となるや、兩親は兒童をして之に違犯させることを充分心得て居るからである。」サン・ケンタン (Saint-Quentin) 及びレイム (Reims) も亦法規制定を欲して居らぬ。

巴里は如何。其の最も主要なる工業は奢侈工業 (美術裝身具製造、鍍金、彫刻等) であるが、之には略組織立てる徒弟制定が存して居た。併し同時に綿絲乃至毛絲製造業、織物形付業及び畫用紙製造業には多數の兒童が雇用され、時に虐待されて居つた。

所で、巴里の商業會議所の答申であるが、之は頗る保守的である。答申の冒頭に於いては、現時の最初の義務の一が賃銀生活者のことを配慮するに在ることを認めて居る。然るに、此の頼もしき冒頭の後に、斯く放言して居る、「實際家は場合に依つて博愛思想に無制限に耽る事は頗る困難である、彼等が進んで熱心に之を抱くのは、如何なる困難あるにせよ、吾が社會の要求が之を棄てしめぬ場合に限られる。」と。即ち保守的と云ふよりも寧ろ伶俐な日和見主義が禮讃されて居る。併し同商業會議所は會員の或る者の啓發的な所説を答申中に採り入れることを敢て拒んで居らぬ。或る者とは畫用紙製造業者ルロワイ (Leroy) である。彼は殊に兒童の德育問題を憂慮する。而して兒童の勞働時間の間に勉學時間を設けること及び之に違犯せる場合には兩親並びに工場主に罰金を課することを規定

せる法律の制定を要求する。尙彼は無料の學校に於いて簡單且つ平易の簿記の教授されんことを要望して居る。彼に従へば之は同時に間接に兒童に經濟觀念を注入し且恐らく彼等の處世に役立ち得るものである。崇高な競争心乃至其の地位の向上を計らんとする希望に燃え、然も幾莫かの貯蓄を爲せる勞働者は總て其の蓄財を勉學の機會に向けんと欲するであらう。」

併し巴里商業會議所全體としての結論は全く之と別である。其れは要するに立法に反對する。「貧民の負擔に注意せよ」蓋し常に又何かに就けて英國を模範視せんと欲しても、同國工業中の最良のものゝ表面のみを見るべきではない。同時に其れが如何なる犠牲を以て贖はれたかをも觀ねばならぬ。佛蘭西就中巴里に於いては勞働制限法は課し得ぬし又有害ですらあらう。若し之に依つて雇はれ得ざる兒童が増大すればどうなるか。さなきだに同宿者の多過ぎる家が若者で一杯にならう。勞働者一家の負擔を考ふべきである。然らばどうすべきか。抑々是等の社會的、經濟的諸問題の「一切の解決を法律に然も常に法律に」求むるのが笑止である。法律に代ふるに「萬人に又到る處に缺けて居る、必要不可欠の補助者即ち宗教」を以てすべきである。勞働、貯蓄及び宗教に依つて兒童を幸福の境地に導かねばならぬ。斯くて同商業會議所は奢侈工業に存する徒弟制度對策として徒弟契約條項を規定し且其の實施を監督すべき勞資協調會を巴里に設立することを提案せるの外、一般兒童勞働對策として米國の例に倣ひ倫理乃至宗教を施す日曜學校を設立することを推賞して居る。

地中海沿岸の南部地方も亦多くは立法に反對である。Bouches-du-Rhône, Vaucluse, Gard, Aude. の各縣は何れも勞働者の狀態の良好なるを指摘し、立法の無用を主張する。アヴィノン(Avignon)商業會議所は答申すらく、「當地方の新鮮且つ健全なる空氣は、工場の餘り清純でない空氣の惡影響を充分に補ふ」が故に、勞働者は頗る健康であ

ると。ソミエール(Sommières)工藝諮問會は又曰く、「當市に於ける勞働者は節儉家にして若干の土地を所有せる、稼ぎ家である。品行は方正、安樂に暮して居る。兒童は放肆乃至遊蕩の手下がないので不品行者が無い。唯其の年齢に有り勝ちなる缺陷のみを有するに過ぎない。彼等は虐待されて居らぬ。亂暴な行爲をする勞働者は直ちに解雇される。加之「公衆道德が普く行き亘つて居るので、斯かる虐待の例は極く稀である。即ち公衆の理性が之を抑へる。妻を毆打し乃至兒童を虐待する男は侮蔑的となる。斯くて諸弊の豫防と除去との爲には現行法で充分である。干涉すべきではない。勞働者の自由、雇主の自由、萬人の保護、之こそ政府の保障すべきものである。」と。尚カルカソン(Carcassonne)勞資協調會及びリモウ(Limoux)工藝諮問會は南部地方の兒童が英國の其れに比して頗る「早熟」なるを指摘し、法規制定の無用を主張する。

以上の地方の外に、Hautes-Alpes, Cherbourg, Nantes. も亦立法に反對する。就中ガップ(Gap)縣知事は明確に反對意見を表明して居る。「英國勞働者の狀態は全く特殊である。彼等は全く吾が國の勞働者と異なる衣、食、住を享受して居る。パンとバター、肉と馬鈴薯を食し、常にビールを飲む、然るに吾が國の勞働者にとつては概して是等の食物は殆ど味はへること無き奢侈品である。之は何に由るか。彼に従へば、敘上の幸福は皆之兒童勞働の賜である。次にブリヴァ(Puyas)工藝諮問會及びナント(Nantes)商業會議所も亦、兒童に勞働の機會を與へ、一家の所得を補はしむる爲に、勞働制限法を承認しない。最後に諸弊を否定はせぬが、兒童の品行及び教育の報告のみに留め、然も文意極めて漠然たる答申がある。パアル・ル・デュック(Battle-Duc)勞資協調會及び同工藝諮問會の如き即ち之であり、彼等の答申の曖昧なる實に同縣知事より明答を促された程である。知事は彼等の答申を以て「全範圍に亘れる弊害をば示せるものどころではない」と做し、彼等に代つて同地方の實狀を斯く答申して居る。「吾人は工場に

働ける人達が心身共に衰弱せる人々たる事を伴り得ぬ。容子を見た丈ではつきり分る。製絲工場、製紙工場、紡織工場、諸他の類似の工場及び普通の機械を使用せる工場の労働者は一目で其れと氣付かざるを得ぬ。斯かる工場生活の有害な結果は、労働者の弱々しさ、蒼白さ、疲れ切つた容子となつて直ちに現はれるものである。労働者の補充を行はねばならぬことは同時に毎年是等の職業の影響が如何に健康に對して致命的たるかを吾人に示すものである。紡績職工乃至機械職工で眞に労働に耐へる者は稀である。彼が大概の者が罹る瘰癧病にも又佝僂病にも冒されぬ時でさへ、其の體力の衰弱の爲に殆ど常に労働者の更改が行はれて居る。彼等の智力は體力同様發達して居らぬ。彼等は概して教育がない、読み書きを知らぬ、蓋し幼時通學の閑暇を持たなかつた故である。彼等の智識は若し純機械的の且つ常に同一の労働に使用されるに非ざれば、四肢と同様萎縮して毫も役立ち得ざるに至ると思はれる。彼等の品行に就いては、工場に於ける老弱男女の混在を考へる時當に起るべきことの起れることが認められる。屢々未成年者の賣淫が、工場に於いては殆ど普遍的に行はれる。パアル市は一萬三千の人口中に、縣下に生れる私生兒の約四分の一を包含して居る事實に依つて大工業の存在の獮す破倫の程が判斷され得やう。故に工場に於ける兒童の雇用は嚴格な法規に従ひ以て工場主をして労働の價格を低減する方法を濫用させぬ様にする事が頗る重要である。と。要之、一八三七年の調査の結果は改革の無條件承認ではない。所で實を云へば政府は唯工業家にのみ兒童労働制限立法の可否を問へるに過ぎず、従つて之に賛成又は反對のものが夫々其の理由を開陳したにせよ、其れ等は何れも工業家側の意見であつて、本問題に於ける重要な利害關係者たる労働者側の見解は毫も陳述されなかつた事を注意せねばならぬ。彼等は精々勞資協調會に於いて意見乃至希望を述べ得たに過ぎぬ。而して此の事は實に同法の將來を卜せしむるものであらう。

四

敍上の答中の摘録を委任された工場局は摘録と同時に解説を施し、之を一八三七年十二月に印刷に付した。此の摘録は政府の質問の順序に従つて應答を配列せるもので、先づ其の第一摘録に於いては毫も弊害を隱蔽せず之を列舉した。(一)「Isère の或る地方、Nord の或る地方(Roubaix)、Haute-Rhin の或る地方(Mulhouse)、Seine-Inferieure の或る地方(Rouen)及び Bas-Rhin の或る地方(Strasbourg)に於ては六歳、Ain、Aisne、Marne、Indre、Maine-et-Loire、Vosges の各縣に於いては七歳を以て」兒童は工場に雇用されて居る。併し概して八歳乃至九歳を兒童の通常雇用される年齢と看做し得る。六歳乃至七歳の者の労働は絲卷に絲を巻くか若くは送風器から落ちる綿を拾ふかに限られて居る様に思はれる。尙工場局は幼兒労働の一因を擧げて居る。「エルブッフ(Elbeuf)に於いては或る父親の陷れる放蕩三昧の生活状態が幼兒を尙早の労働に従はしめると思はれる。」と。果して然らば兒童労働は父親の放埒に役立つのみである。(二)賃銀は「二十五乃至七十五サンチムで、概して兒童の年齢と熟練とに比例する。即ち六歳乃至七歳迄は二十五乃至三十サンチム、其れ以後は四十サンチム乃至之以上である。尙工場局に依ればドルタン(Dortan)に於ける兒童は賃銀として「三十五乃至七十サンチムを受くる以外に、長期契約の場合にのみ與へられる特典として宿所と食物とをも受けて居る。斯かる事態は疑も無く是等兒童の品行に善き結果を齎すべく、斯かる制度の普く採用され得るは望ましきことである。」(三)「答申の大半は兒童労働に依り工場主に眞の節約が得られる事を認めるに一致して居る。併し中に「節約されずと否定するものがある、蓋し、彼等の意見に従へば賃銀に於いて儲けても生産物の品質に於いて損するからである。」そこで工場局は自然次の結論に到達する、即ち兒童労働に依り何等の利益も得られぬならば之が制限法に困難乃至反對がある筈がないと。工場局は勿論兒童

勞働に依る工業家の利益を認めて居るのである。(四)工場に居る時間は十二時間乃至十六時間であり、實際の勞働時間は十二時間乃至十四時間である、但し食事時を除く。所で工場局に従へば、「之は長過ぎる、而して兒童がムルウスやルウアンに於ける如く工場迄可成りの距離を歩まねばならぬ時は特に然り。兒童の仕事は其れ自體に於いては毫も骨の折れるものでもなく又彼等の體力以上のものでもない。誰も此の點に就いては一致して居る様に思はれる。併し其の長く続く事が兒童を疲勞させ、同時に工場の重苦しい空氣の中に長く居る事が彼等を極度に衰弱させることは伴り得ぬ。人或は兒童は「家庭に在る時一層衛生的でない」と云ふが、之は「頗る異論多き」主張である。蓋し兒童が家に閉ぢ籠められて「十四時間も十六時間も外氣に觸れずに居る事はないであらうし、又彼が家庭生活に於いて強制勞働に服して居らぬ事も確かだからである。だが敍上の對策として「若も兒童の勞働時間を制限せば、彼等を使用せる勞働者の其れをも制限せねばなるまい、蓋し彼等は兒童の助力なしに勞働を進め得ぬ場合が多々あるからである。然るに工業家は總じて食事時の外に宗教々育の爲に二時間の犠牲を承認して居る。工場局に従へば兒童の爲に實に此の事の不斷の勵行が望ましい。(五)夜業は例外である。「然るに工業の大中心地に於いて、兒童が土曜日から日曜日へかけて徹夜する事は稀でない。エルブウフ工藝諮問會は「繁期には、或は勞働時間の増加に依り、或は屢々の徹夜に依つて、人力で爲し得る限り生産手段を増大して居る」と報じて居る。又或る紡績工場は二組の勞働者を以て一週間の晝間勞働と同夜間勞働とを交互に行はしめて居る。所で工場局は論斷すらく、「夜業は工場主に取り費用の多くかゝるものであり」又「破倫の根因」であると。(六)男女兒童は殆ど常に混在して居る。「斯かる事態が道徳上憂慮すべき事なるは確かだと思はれる、併し之が對策は可能でなく、若しくは少くとも非常に困難である。ルウアンに於いて之が解決を試みたものがあつたが徒勞に終つた。併し「或る家父に取つては、此の混在は彼等の子供

と共に居る事が出來ると云ふ便宜がある。(七)兩親と共に勞働する兒童勞働者は全兒童勞働者の「十分の一乃至五分の一」である。兒童は常に父親と共に働いて居ると想像してはならぬ、蓋し父親は屢々兒童を別の仕事場で他人と共に働かせ、若くは又勘定づくから、即ち「彼等を雇用せる工場が閉鎖されても、全家族が同時に失業せぬやうにする爲に」、兒童を全く別の工場に働かせるからである。併し之は有利でない、蓋し或る地方で、兒童が父親と別の工場に働き、自分で勝手に賃銀を受けて居た所が、「獨立思想を抱き家族の束縛より逃れて放蕩三昧に陥つた」ことがあるからである。故に父子を同所に働かせ而して賃銀を凡て父親に渡す事が望ましい。(八)「答甲は擧つて次ぎの如く公言する、兒童の教育は彼等が六歳で雇用される場合には皆無である、蓋し同年齡では未だ通學し得ぬからである。概して、極めて不完全ではあるが、讀み書き出來る兒童に遭遇するは、十歳乃至十一歳の兒童を雇用する場合に限られる、然も屢々多くの兩親は頗る無關心で、今日工業の凡ゆる大中心地に存する、一般に無料の、幼稚園乃至諸他の施設を利用しない。而して男女兒童は一度び工場に雇用されるや、勉學の餘暇のない事は容易に理解される。長時間の勞働に依る疲勞は夜間にも又日曜日にも通學するを許さぬ、然も他方家族は勘定づくから授業時間が勞働時間中に採り入れられるを好まない。斯くて、若干の教育を受けた人々にのみ與へられる、職工長の地位を自力獲得の目標として兒童を獎勵せる工業家の心理は解し得ぬと工場局は論斷する。(九)品行は教育と同様「零」である。特に「兒童の破倫は彼等が非常に若くして工場に雇用される場合確かに一入甚しいと思はれる。嘆聲頻りなるは實に(幼兒を雇用せる) Aisne, Isère, Maine-et-Loire, Nord, Bas-Rhin, Seine-Inférieure, Vosges. の諸縣にある……リイユの勞働者は多くは「放埒な」生活をして居るし……ヴォスヂエに於いては「無節制の飲酒癖が兒童の悖德を促進し増長させて居る。然らば斯かる歎かはしき狀態の原因は何が。悪き家庭教育か、工場に於ける老弱男

女の混在か、又は道德の頹廢か。工場局は何れとも斷定せず、唯兒童の不行跡の事實より工場は「德育の學校」でも「秩序、勞働及び服従の學校」でもないとのみ確言して居る。が茲に工場乃至勞働立法の論據が與へられやう。(十) 虐待は頗る稀である。「故に此の點は改善されて居る。」

工場局の第二摘録は頗る明確を缺いて居る。然も工場局は之を其の分析せる多數の答甲の曖昧の責に歸して居る。曰く、「新法規制定の最も熱心な唱道者間に於いてさへ、之が執行方法に就いては曖昧がある。」と。斯くて第二摘録には緩和と省略とが行はれて居る。(一) 先づ兒童の雇用は必要不可欠である。彼等の指先の器用、身體の柔軟に特に適せる仕事がある、加之彼等の雇用に依つて節約が得られる。然らば兒童は何歳より雇用さるべきか。意見は九歳と十歳との二つに分れて居る。工場局は前者を採る。尙此の點に就いてリイユ商業會議所乃至パロアと同見の答申が多いが、工場局はルウアン勞資協調會の答申殊に其の中に現れたる幼稚園の効果を力説して次ぎの如く云ふ、幼稚園の如き施設は「其の時迄打棄てられた兒童に、家庭に於いても又父親と共に居る工場に於いても見られぬ様な親切と初等倫理教育とを與へる。ルウアンに於いては兒童を工場より寧ろ幼稚園に入れるを望み初めた、此の事は子供の勞働に就いても親が利益より安全をば望めるに至れるを證するものであらう。斯かる風潮が普及すれば、兒童教化も効果が上るであらう。同時に工場に於ける兒童雇用の制限立法も寧ろ歡迎されるであらう。斯くてパロア等の意見に反して九歳を以て雇用年齢と做し得る。(二) こと(四) 勞働を制限し又は遞増すべきか。「答申は頗る區々である。或る縣に於いては之を不可能と云ふ。他は之を望みはするが此の結果に到達する方法が分らぬと云ふ。最後に之が必要を確認せる縣もある。」所で工場局は云ふ、「此の方策が普遍的且つ義務的となるならば、英國に於けると等く、二箇の區別が必要で然も之は容易に採用されると思はれる。即ち九歳乃至十三歳の者と十三歳乃至十八歳の

者とを區別し之に依つて勞働時間を制限する事之である。」と。尙工場局はヴィエンヌ(Vienne)勞資協調會の提言を指摘する。茲の紡績職工は十三歳以下の兒童を四人使用して居るが、彼等の勞働時間の五分の一を交互に教育に充てしむる爲に、五人目の兒童を一人餘分に與へられて居る。併し工場局はリヨンに於いて提案された様な完全な兒童の交代制は默過して居る。次ぎに休日の問題に就いては答申は悉く一致して居る。曰く、勞働は嚴禁さるべきである。(三) 工場局は工業家の利益が「よく勞働し得る勞働者のみを有するに在る」故を以て體格検査を無用視する。而して此の點に關する「英國法律の誘致せる弊害、失敗、並びに之が誹謗者をして之を僞誓的法律なりと云はしめた不評」は避くべきであると云ふ。(五) 青年が自由に雇用され得るは「十五歳からで、保護者の承認乃至同意を要する。之が最も普遍的の答申である。」(六) 夜業に關する工場局の摘録は曖昧、と云ふより寧ろ矛盾して居る。先づ十五歳以下の兒童に對し「保健、道德及び教育の三點から」之が禁止を要求し、青年に對して例外の許容さるべきを主張するはいいとして、次ぎに商業會議所及び工藝諮問會の多くが夜業の中止されん事を恐れて自見の開陳を躊躇せるに對し、實に斯く附言して居る。だが、吾人の手許に到達せる最近の文書に依つて判するに「斯かる恐怖は普く實現されるとは思はれぬ。」と。(七) 教育問題に就いては答申は一致して居る。何れも「兒童の通學を家族に強制するを欲して居る。概して工場より底知れぬ墮落の教義のみを受くるに過ぎざる、多數の兒童勞働者階級を説教と教育とに依つて出来る限り善導するを欲して居る。」而して工場局は本問題に就いては英國を模倣すべしと云ふ。英國工場法は萬人の反對にも拘らず、「教育に關する限りは次第によく遵守されて居る。」佛蘭西に於いては、一八三三年の學校令に依り普く初等教育制度が設立されたる今日、ヨリ善き結果が得られたるべきである。兩親が兒童雇傭の第一條件が教育に在るを知るに至らば、彼等は兒童を通學せしむるであらう。尙九歳で雇用される兒童は一應學力を

證明された後は凡ゆる通學義務より免れるや。工場局は云ふ、若も十三歳迄の者に對し、日曜日以外に、少くとも一日一、二時間の通學を強制せぬならば、兒童の爲を思はざるも甚しい。實際、佛蘭西に於いて兒童に凡ての中で所謂教育なるものと最も密接な關係を持つ宗教々育の準備をさせるのは九歳乃至十三歳の時である。兒童が義務を知るは宗教々育に依る。彼が人倫の大本を辨へる亦之に依る。さればこそ宗教々育の欲求到る處に強く生ぜるを見る。若も義務教育を十三歳迄延長せぬなら、兒童善導の企ては全く無爲か、若しくは少くとも頗る不完全とならう。最後に、工場局は立法の對象を如何なる工場とするかの問題を取扱ひ、商業會議所及び工藝諸問會の多くは水力乃至蒸氣力を原動力とする工場のみに限つて居るが、中に「大規模に」工業を行へる凡ゆる工場とするものもあることを指摘して居る。

要之、工場局の摘録は諸弊を明示しては居るが、之が對策を明言して居らぬ。同摘録は一八三七年十二月十四日農、工、商評議員會に際して配布された。農業評議員會は直接の利害關係は無いが、原則に對して賛成した。工、商評議員會も大體改革に賛成ではあつたが、採る可き具體的方策に就いては一致しなかつた。先づ商業評議員會が立法の對象たるべき工場を以て「羊毛、綿、絹乃至麻の紡織工場」即ち諸弊の指摘された工場のみに限れるに反し、工業評議員會は法規の適用を平等ならしむる爲に工場一般と做した。諸他の見解に於いても之と同様の相違が見出される。前者は兒童の雇用年齢を八歳、勞働時間を一日十二時間と提案せるに、後者即ち工業評議員會は雇用年齢を七歳とし、其の代り年齢に依る勞働時間の遞増を認めた、即ち七歳乃至十歳は八時間、十歳乃至十三歳は十二時間、十二歳乃至十六歳を十三時間とした。夜業は原則として禁止さるべしと云つて居るが、特別の場合に限り、商業評議員會は十五歳から、工業評議員會は十三歳乃至十歳から其の默許されんことを要望した。(20)

(20) 以上、一八三七年の調査に於ける巴里及び諸縣の答申、其の工場局に依る摘録及び農・工・商評議員會の意見に關する原資料は左の如くである。Bulletin de la Société Industrielle de Mulhouse: 1827-1841. Moniteur Universel: années 1839, 1840. 1841. Commerce et industrie: Dossiers concernant la loi sur le travail des enfans (Archives Nationales: F. 12, 4704, 4705, 4706.) 併し筆者は此の部分、間接の引用に依る所多し。就中 Louis Gueneau, La législation restrictive du travail des enfans. (Revue d'histoire économique et sociale, 1927.) に依る。

斯くて佛蘭西に於いて兎も角も兒童勞働問題が漸く輿論の對象たらんとしつゝありし時、對岸の英國に於いても亦一八三三年の工場法を回つて論争が繰返されて居た。而してシイニオア(N. W. Senior)の如きは其の著 Letters on the Factory Act as it affects the Cotton manufactures, 1837. に於いて猛烈に同法に反對した。佛蘭西に於いても、工場主の多くは概して立法に反對であつた。又諸弊を敢て否認せんと欲せぬ人々でも多くは現状維持を要望したに過ぎない。議會は商工ブルジョワジイに依つて支配されて居つた。政治的動亂期を脱せる政府は最早や勞働者階級の事等を顧慮せんとはしなかつた。茲に時の宰相モオレ(Moïse)に依つて立法の延期が企てられ、之に依つて一八三七年の調査の結果暴露された弊害を忘脚させ、改革の必要に對する熱狂を抑へんとするに至つた事は蓋し當時一般資本家の要求を満して餘りあるものであつたらう。

五

兒童勞働運動は終つたか。一八三七年—モオレに依つて兒童勞働立法の延期が企てられた此の年は、他面佛蘭西に於ける純プロレタリア運動の發生せる年だと一般に看做されて居る。而して此のプロレタリア運動を背景として佛蘭西社會主義思想は正に百花咲き亂れるの概を示したが、同時にデュパン(André Dupin)、モグウ(Mogues)

男、ハウセ(Haussez)男及びヴィニヌウツ・バルデモン(Villeneuve-Bargemont)子等の如き學者及び所謂アンシャン・レディムの諸貴族も亦工場工業の諸弊を指摘するに躊躇する所がなかつた。而して之と並んで兒童勞働運動も亦モオレの意圖にも拘らず新たな闘士を得た。牧師フェリイ(Ferry)・ギンハド(Gillet, Quelques réflexions sur l'emploi des enfants dans les fabriques et sur les moyens d'en prévenir les abus, 1837,)及び殊に最近の研究に依つて國際勞働立法の一先蹤と做されて居るダニエル・グラン(Daniel le Grand)⁽¹²⁾之である。

(12) Raymond Weiss, Daniel Le Grand, Unprécursus de la législation internationale du travail, 1926.

ダニエル・グランはバアル(Bale)で生れた。彼の一家はピカル(Picarde)出の新教徒でナント勅令の廢止に依り和蘭に移住し、大革命の時に再び佛蘭西に來住し、初めアルサス、次ぎにヴォスデ、更にハウデイ(Fouday)に移り住んだ。父は紡織工場主、熱烈な新教徒であつた。十五歳迄ライシィノウ(Reichenau)の新敎學校に學び、後二年間ヌフシャトル(Neufchâtel)の専門學校に學べるル・グランは、曠て工業家となるに及んで、勞働者の福祉増進に盡力し、彼の工場をして一大家庭たらしめた。⁽²²⁾ハウデイに移り住むや、社會問題に關心を持ち、幾多の匿名の小冊子⁽²³⁾を公にした。而して其の最初の述作 Mémoire adressé d'une chaumière des Vosges à M. le Ministre de l'Intérieur, Paris, 1832. に於いて、巴里やリヨン暴動の如き流血の慘事の再來を避け、社會平和を齎す爲の手段を只息宗教の力に求めた(酒精中毒の禁壓とか、日曜を聖日とするとかの主張で、殆ど社會的、政治的改革に觸れて居らぬ)彼は、曠て愈々深刻化する勞働者問題に直面するに及んで宗教的救済思想より勞働立法運動へと進むに至つた。而して工場工業の誘致する百弊の中で彼は殊に兒童勞働の弊を力説し、更に前掲デレットの著作を讀むに至つて全く兒童勞働立法運動へ没入した。斯くて其の Lettre d'un industriel des montagnes des Vosges à MM.

Gros, Odier Roman et Cie, à Wesserling, Strasbourg, 1838. に於ては一八三七年の調査の結果を註釋したに過ぎぬが、一八三九年、政府の立法延期に激せる彼は更に其の Nouvelle lettre d'un industriel des montagnes des Vosges à M. François Deléssert, membre de la Chambre des Députés, pour être communiquée à M. le Ministre du Commerce, Strasbourg, 1839. に於いて積極的に自己の改革案を提示して輿論の喚起に努めたのである。彼に従へば、兒童の雇用年齢は十歳、十三歳迄の兒童の勞働時間は一週四十八時間、十三歳乃至十八歳の青年の其れは六十九時間とされ、而して十三歳迄の兒童は一日二時間の勉學、十六歳迄は一時間の其れを強制するべきであるが、就中宗教々育を首位に置くべきだと云ふ、蓋し彼を以て觀れば之こそは爾他一切諸物の基底たるものだからである。⁽²⁴⁾

(22) Weiss, Op. cit., pp. 14-17.

(23) 彼の著書目録は Weiss, Op. cit., p.p. 274-5. 参照。

(24) Weiss, Op. cit., p. 38- p. 108- p.p. 137-175.

ル・グランと同様、立法の延期を慷慨せるムルス工業組合は之亦フェルリイ師、デレット、デレセエル(Deléssert)デュバン、ヴィレルメ及び加特力教徒とも協力して運動を繰返したが、之を支持し政府に立法への最後の決斷を爲さしめたのは就中「翰林院」の努力に負ふ所が多い。一八四〇年代の同院にはデュバン(Charles Dupin)・ヴィレルメ・ロッシイ、アドルフ・フランキ、デュノワイエ(經濟學、統計學及び倫理學)、デランドオ(Gérando)男、クウサン(Victor Cousin)(哲學)、デュバン(André Dupin)、ポルタリ(Portalis)伯(法學)及びギゾー、シール(Tiers)(史學)等が數へられる。所でヴィレルメは前掲一八三七年の講演内容を補足して出版せる大著 Tableau de l'état physique et moral des ouvriers, employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie, 1840. の第一卷に於て先

づ地方的特殊問題(就中ムルッス及び上アルサス)を取扱ひ、更に第二卷に於いて勞働者の境遇、衛生、品行、組織等に亘る總括的敘述を行ひ、其の第四章を特に兒童の問題に充て、居る。而して兒童が晝夜酷使されるのみならず、時に虐待の對象となれるを實證せる(ノルマンデイに於いては棍棒を責苦の一具として機械の上に置く)彼は、之が對策の緊要を説いて國際勞働立法の必要に迄言及して居る。同時に、「翰林院」はフェリックス・ツ・ボオジュル(Félix de Beaujour)の賞を懸け、Déterminer en quoi consiste et par quels signes se manifeste la misère en divers pays. Rechercher les causes qui la produisent の題下に論文を募集し、此の當選論文 Eugène Buret, De la misère des classes laborieuses en Angleterre et en France, 1840. は又勞働者の慘狀を遺憾なく暴露した。而して翌一八四一年右の論文を評論せるブランキは貧困と慈善の問題に言及して次ぎの如く述べて居る、「……若しマルサスの經濟學と佛蘭西に於けるヴィユヌヴ・バルヂ・モンの説くが如き、ヨリ人道的、ヨリ基督教教的な經濟學とを取捨選擇すべしとあらば、余は前者と共に正しからんよりは間違つても後者に與せんと欲する……余は常に崇高なる心境と人道の永劫の掟とに最もよく合一せる人を愛する……」(24)と。デューバンも亦之と同見であつた。斯くて、彼等と反對の見解を持し然も一八四一年兒童勞働制限法可決の後四年尙其の反對意見を毫も改むることのなかつたデュノワイエ(26)を除けば、「翰林院」派の多くは殆ど皆是立法に賛同し、然も總て貴衆兩院の要人の支持をも得るに及んで、茲に佛蘭西兒童勞働制限法は漸く制定の曙光を仰ぎ得るに至つた。

(25) Séances et Travaux de l'Académie des Sciences morales, t. 1, p. 303, février, 1841.

(26) Ibid., t. VIII, p. 177 et suiv. Juillet, 1845.

だが、斯くして制定される同法は一體如何なる意義を持つものであるか。勿論其れは同法其のもの、檢討をも俟

つて初めて全體的に理解さるべき問題であるが、唯、本稿に於いて見らるゝ立法賛成諸家の見解及び同法制定後四年或る「翰林院」會員が又兒童勞働者の非獨立自由―即ち親がかり―なるを述べて「若し親が彼の將來を配慮せぬ場合には、國家の干渉を倫理法則が要求する」(27)と説ける所より歸結して、同法の本質を慈悲深き博愛思想乃至人道主義に在りと做すならば―又做し易いが―其れは速斷も甚しいことを指摘して置かねばならぬ。抑々國家干渉を以て斯く勞資に超然たる或る崇高な絶對的倫理的規範乃至法則の命ずる所だと做すは何を意味するか。貧困且つ不幸なる勞働者への徹底的讓歩乃至救援であるのか。だが、ブルジョワの黄金時代と云はるゝ當時に在つて、何よりも先づ利潤追及を之とせるブルジョワ及び之に支配さるゝ政府の勞働者階級への讓歩には自ら其處に一定の限度がある筈である。賢明なるブルジョワジイは斷じて此の埒を越ゆるものではない。とすれば、他日詳論する積りであるが、同立法に依り、騒然と湧き來れる兒童勞働批判の聲に備へ、對處し、勞働者の欲求に一應迎合するかの如く見せ、以て比難を緩和しつゝ、更にヨリ大なる勞働搾取の可能を計る、と云ふのが同法制定の眞意義ではなかつたか。若し然らずとせば、人道主義を振り翳せる同法に法規勵行に對する監督規定を缺けるは(28)何故であるか。人道主義說―同法の本質を人道主義に在りと做す―を採る者は恐らく此の矛盾の解決に悩みつゝ迷宮に入り遂に問題の本質を把握し得ざるに至るであらう。斯くて、人道主義は鼓吹する、だが法規の勵行は確保せぬと云ふ此の立法の偽善性は、縱令勞働立法に對する勞働者階級の期待の多からざるにせよ、然も總て彼等自身の團結に依るプロレタリア運動へ拍車をかける結果を招来しなかつたであらうか。同法のヨリ詳細なる分析、批判と同時に、這邊の事情の究明をすること、之が今後の課題たるものでなければならぬ。

(27) Ibid.

(28) E. Talon et G. Maurice, Législation sur le travail des enfants, etc., 1875, p.p. 9-12.

附記

本稿は現慶應義塾經濟史學會の未だ成立途上にありし頃の小さな集ひの席上に於ける筆者の報告内容の一部である。現在同學會の愈々隆盛なるにつけ、種々なる意味から成立當初の頃の事が懐しく思はれてならない。謂はゞ其の想ひ出のよすがにもと盤底深く埋れて居つたノートに加筆修正を加へて成れるもの即ち本稿である。

野村同學會々長の御示教は固より、斯方面の研究に於ける先學高村象平氏より貴重なる文獻の貸與を忝うしたこと、茲に併せ記して深謝の意を表し度い。

尙本稿は最初佛蘭西兒童勞働法の成立と其の批判に迄及ぶ積りであつたが、成立及び批判の部を他日に譲ることゝした。讀者幸に諒せられたし。

—一九三四・五・一七—

ヒックス版カンチロン著「商業一般の本質論」

高橋 誠 一 郎

幾多の「神秘」に包まれてゐる「經濟學者の經濟學者」(the economist's economist)リチャード・カンチロン(リチャール・カンチヨン)の名著にして、「經濟學の搖籃」(the cradle of political economy)たる *Essai sur la Nature du Commerce en Général* が、ヘンリー・ヒックス氏(Henry Higgs)の手に新輯せられて、一千九百三十一年に出版せられたことは、經濟學說史の研究者に取つて大なる喜びである。此の新版には偶數頁の原文に對して、周到なる注意の下に行はれた英語全譯が奇數頁に組込まれてゐる。而して編纂者ヒックス氏は、原著者カンチロンに関する多年の蘊蓄を傾注して、其の卷末に *Life and Work of Richard Cantillon* を掲げてゐる。本書は洵に原著述作の二百年を紀念する絶好の出版物であつた。吾人は今、約三ヶ年を隔てゝ此の新版を紹介し、以つて無殘の最期を遂げたる原著者の死後二百年に手向けることゝする。

幾多の公事くじに忙はしかつたりチャード・カンチロンは、一千七百三十四年五月十三日(月曜日)、終日、馬車を驅つて、ミッドル・テンブル法學院及び其の他の場所を訪れ、夜の十時にアルビイマル街の邸宅に歸り、十一時頃常の如く居間に於いて自ら衣服を脱ぎ、蠟燭と書籍とを携へて、直ちに床に就いた。彼れは床の中で、凡そ三時間

ヒックス版カンチロン著「商業一般の本質論」

111 (1077)